

第7回 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する 有識者委員会 議事概要

日 時：平成29年3月14日（火） 9時30分～10時10分

会 場：練馬区役所西庁舎9階 9-1、9-2 会議室

出 席：

委員（50音順）

安藤委員、大沢委員、大羽委員、久保田委員、神山委員、葉養委員、宮下委員、柳澤委員

事務局

小山計画課長、大野計画課まちづくり担当係長（その他関係部課）

次第1：開会

（委員長にて開会）

次第2：第6回有識者委員会について

（事務局から資料1について説明）

次第3：中間報告（案）について

（委員長より資料2について説明）

委員長

委員の皆さまから、ご質問、ご意見等があればお願いします。

委員

P2の「ア 区の道路の状況」の中で「事業化計画」と記載されています。これは「第四次事業化計画」のことではないかと思われそうですが、他の計画と間違えると混乱が生ずる可能性がありますので明記しておいた方がいいと思います。

委員長

それを追記させていただきます。

委員

P10の「学校施設管理の基本的な考え方（概要）」の上から4行目に「学校施設には、義務教育9年間を見通した小中一貫教育」とあるが、国の動向は、全てを小中一貫教育とするわけではありません。区として小中一貫教育の推進を図ることで合意しましたが、小中一体型での推進は困難な状況です。大泉桜学園は、小学校と中学校が隣接していたため、渡り廊下により小中一体型ができました。そのような配置状況にある学校というのは非常に少なく、現実的にはほとんどが分離型になってしまいます。もちろん統廃合などで小中一体型とすることは将来的にはあるのかもしれませんが。

学校施設には義務教育9年間の接続を重視した設計やICTの活用などがあります。学校教育法

上は小学校、中学校や制度化された義務教育学校もあり、様々なタイプの学校を作っていこうというのが国の学校システムの多様化という話から進行してきたところがあります。

9年間の接続を重視というのは以前より教育の世界で言われていますから、盛り込んでいただければと思います。

委員長

P10の「学校施設管理の基本的な考え方（概要）」は前ページの練馬区学校施設管理基本計画を引用していることでよろしいのですか。

事務局

本委員会でご報告させていただいた今年度策定予定の「練馬区学校施設管理基本計画」から引用しています。

委員がおっしゃったとおり、施設一体型の小中一貫教育につきましては、大泉桜学園の例はありますが、学校施設の配置状況に恵まれないとなかなか進められないと思っています。区としては義務教育9年間の接続を重視したいと考えており、施設一体型かどうかを問わず小中一貫教育を進めていく考えです。そういった意味では委員と同じ認識であります。

委員

事務局から申し上げたとおり、当該箇所は引用していますので、出典を明確に致します。

委員長

この部分は出典を明記させていただくことでよろしいですか。そのうえで「委員会の中の意見」に小中9年間の接続を重視したという旨のご意見を加えるということではよろしいですか。

委員

よろしいと思います。

P11の＜留意する点＞の①「これまでの教育環境や伝統をできる限り保全すること」とあり、「できる限り」をなくして、「これまでの教育環境や伝統を保全すること」と言い切ってしまうのもよいのではないのでしょうか。

委員長

委員会としては、「はっきり言い切ってしまった方がいいのでは」というご意見ですが皆さんよろしいですか。

委員

基本スタンスとしては皆さんのご意見として教育環境や伝統を保全することということで、今委員から話がありましたが、現実的には幅があるという主旨で、ご確認をいただけるのであれば「できる限り」という文言は削除してもいいのかなと思います。

委員

P11の2、3行目にある「これまでの教育環境をいかに保全するかが重要であり、子どもたちの教育に支障があってはならないことを確認した。」という文章とP11下段の＜留意する点＞①が同じ意味になると思いますが、＜留意する点＞の①になると「できる限り」と書いてあることでトーンダウンしている印象があります。

委員長

それでは「できる限り」を外して「保全すること」に変更します。ただし、もちろんこれはこ

の先どういうプランが実現できるかということにより、できる限り最大限を目指すというニュアンスを込めて「保全すること」という表現にするということによろしいですか。

委員

「保全」という定義が難しいのかなと思います。イメージとしては、これから周辺へ移転するか用地を拡張するか、もしくはそのままかというのは今後の議論であり、方向としてはまだ決まってなく「保全」という言葉は、場所を含めて保全するという意味に取られてしまい、移転して新しい学校にするという意味には取られない可能性があると思います。

その辺の意味合いを、「学校の規模は守る」とか、「校地の面積が狭くならないようにする」とか、より具体的な表現にした方がいいのではないかと思います。

委員長

P13 下段の枠の中にある意見の表現としては、「教育環境を維持、向上する施設機能を検討」とあり、こちらの方が具体的になっています。そういう意味では P11 は留意点なので、今後の検討にあたっての気持ちを表明する場面になるので、確かに「保全」という単語がそれにふさわしいかどうかというご指摘は少し気になります。

委員

「保全」というよりは「守る」の方がいいと思います。

委員長

「教育環境や伝統を守る」としてはどうかのご意見が出されました。

委員

P11 の＜留意する点＞だと「教育環境や伝統を保全する」となっていますが、P11 の 2、3 行目では「教育環境を保全する」となっています。伝統という概念と環境という概念は違うもので、伝統の保全ということになると、文化や歴史を維持しようという意味で、それに対応した施設機能や教職員配置も必要だという話になります。

また、「学校」という概念と「学校施設」という概念は法律上違いますし、「施設機能」と「学校の機能」も違うので、表現を整理していただきたい。

P11 の 2、3 行目を受けるのであれば、環境の話だけでまとめてもらった方が混乱を招かないと思います。

委員長

確かに「伝統」という言葉は P11 の 2、3 行目にはありません。教育環境と伝統を並べた場合には委員のお考えとしては「保全」という単語がふさわしいということになりますか。それとも「守る」や別の単語がふさわしいのでしょうか。

委員

P11 の 2、3 行目に「教育環境や伝統」と入れて、「をいかに保全するかということが重要だ」ということを下の＜留意する点＞の①へ入れること。また、これから検討をするわけなので、「保全すること」と言うより「保全するかが重要」という文言の方がいいかと思います。よって、2、3 行目は「教育環境や伝統をいかに保全するかが重要であり、子供たちの教育に支障があつてはならないことを確認した」、下段＜留意する点＞の①は「これまでの教育環境や伝統をいかに保全するかが重要」という文言にし、「保全」という言葉は活かす方がいいと思います。

委員長

上の2行目には「教育環境や伝統」を入れることでよろしいでしょうか。

<留意する点>の①については、教育の分野では「保全」という言葉が工学分野とは少し違うニュアンスということが分かりましたので、「保全」のままにさせていただき、先程の「できる限り」を取るだけでもよろしいですか。

委員

「できる限り」という言葉はない方がすっきりするかなというのが私の受け止め方です。

委員長

<留意する点>の②は「の検討をすること」となっているので、①も「の検討をすること」というような内容の方があっていると感じたのですが、よろしいですか。

①については「これまでの教育環境や伝統を保全する方策について検討すること」という文言にさせていただきたいと思います。

委員長

他の点についてはいかがでしょうか。

委員

P12 の<中学校の機能に関する事>の「機能」という言い方は違和感があります。学校の機能というのは単純ではないです。施設は学校を成り立たせる器ですから、それに ICT などの情報系が入って、ある種の設備みたいなものを施設設備といい、学校の機能となるとカリキュラムの様な大きな領域も含まれます。カリキュラムというのは学校機能のかなり重要な部分であり、そのカリキュラムを念頭に置いて、議論を行うのは今後の検討だと思います。ここでは、中学校をどこに立地するか、配置するかとか、形態をどうするか、また、それを道路とどう整合させるのかということが示されています。要するに「中学校の施設機能」の方がふさわしいのではないのでしょうか。

委員長

おっしゃるとおりですので、<中学校の施設機能に関する事>と変更させていただきます。

委員

P13 (3) 今後の検討事項についての1行目に「大泉第二中学校の教育環境保全した上で」となっていますが、「大泉第二中学校の教育環境を保全した上で」が正しいですね。

委員長

おっしゃるとおりですので、修正させていただきます。

いくつかポイントを突くご指摘をいただきましたので、その部分は修正させていただきます。他にご意見等ございますでしょうか。

(特になし)

全体としてはお認めいただいたということで理解していますので、先ほどの修正をした上で私と事務局でもう一度精査するような形で進めさせていただきたいと思いますが、進め方についてはいかがでしょうか。

委員

今委員からいろいろなご意見がありましたが、最後は委員長の一任ということでよろしいので

はないかと考えております。

委員長

それでは事務局に修正していただいて、最後に私が確認し、もう一度委員の皆様にご覧いただいて最終の決定とする形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは引き続きよろしく申し上げます。

次第4：その他

委員長

事務局から何かありますか。

事務局

中間報告のとりまとめ、ありがとうございました。今頂いたご意見を委員長のご指示のもと修正させていただきます。

今後の進め方についてご確認させていただければと思います。この中間報告につきましては、委員長の最終確認後、区としてお受け取りし、区議会に内容報告をいたします。その後、地域の方々にもお示しをしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長

分かりました。その他に何かありますか。

事務局

この後の委員会ですが、今回2点について区として調査するという指示をいただいたと受け止めていますので、これらについて区として検討を進めまして、進捗により有識者委員会を開かせていただければと思います。進捗によってその内容も含めて委員長、副委員長とご相談しながら、お声掛けさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

次第5：閉会

委員長

分かりました。以上をもちまして、第7回有識者委員会を終了します。

以上